

## 計画エリアの設定について

## 中心市街地の要件（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針 第3章1）

- ① 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。（法第2条第1号）
- ② 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。（法第2条第2号）
- ③ 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。（法第2条第3号）

## 区域設定の考え方（内閣府認定申請マニュアル III. 2）

- ◎ 都市全体の構造を見渡し、商業、業務、居住、福祉等の都市機能の集積状況等を踏まえ、歩いて暮らせる範囲を勘案し、限られた政策資源の重点化を図るにふさわしい区域を設定することが必要です。
- ◎ 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が作成されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければなりません。

## 区域設定の考え方 — 第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画からの抜粋（4頁）—

本市中心市街地を設定するにあたっては、施策の継続性という観点から第1期中心市街地活性化基本計画エリアとし、中心市街地活性化の基本的な方針と目標を実現する区域を設定する。

当該区域は伊賀市立地適正化計画の都市機能誘導区域と同じ区域となっている。

北側は、中心市街地の課題である城下町観光及びまちなかの消費活動の活発化を推進し、施設観光からまちなか観光へのシフトをめざすため、現在観光客が訪れている上野公園（上野城、だんじり会館などの観光資源のあるエリア）からまちなかへ観光客の流入を考えた区域を設定した。

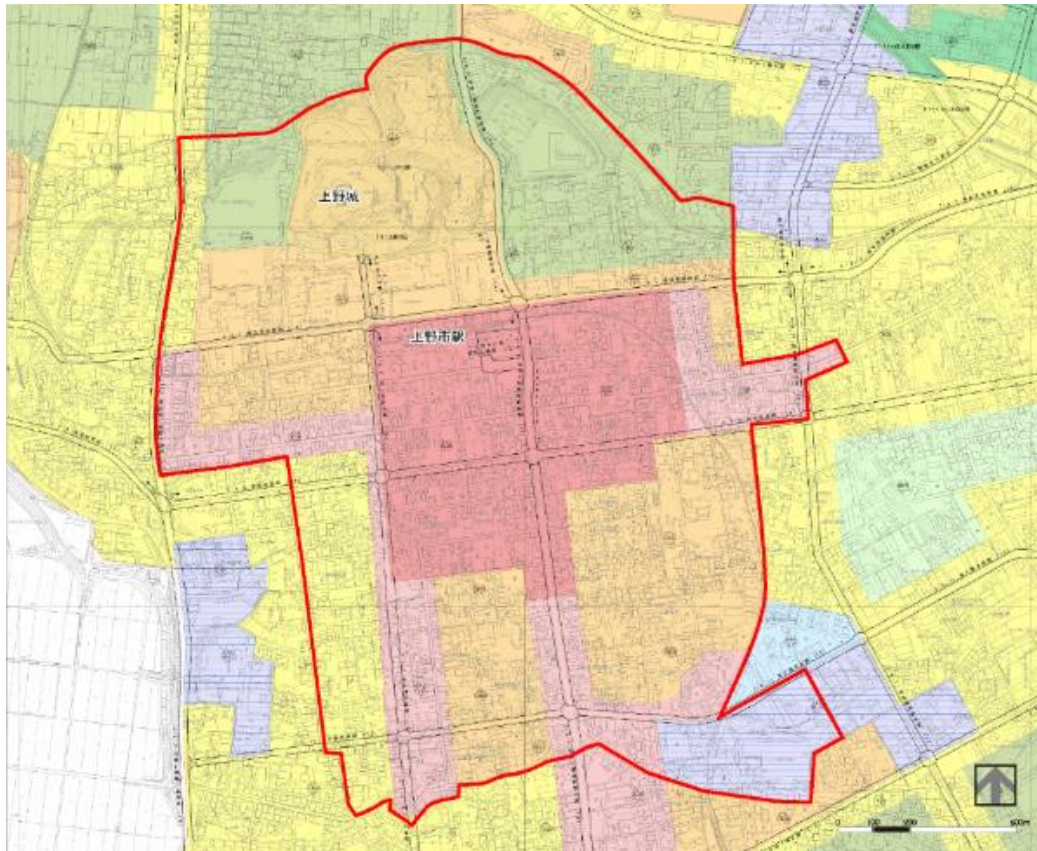
東西については、用途地域の商業地域を踏まえ商店街が分布する商業集積を基本としつつ、古民家等再生活用事業などのハード整備と歴史的な景観形成のための修景事業などのソフト事業との組み合わせにより回遊性の創出が期待できる区域設定とした。

南側については、商業集積の存在する場所について区域として設定した。

なお、当該区域外において事業展開が期待される場合は、事業展開に合わせて計画エリアの変更を行っていくものとする。

## 区域図

区域面積（赤実線） 約 140ha



### 【第3期計画での計画区域設定について】

第3期計画においても、施策の継続性という観点から、これまでの中心市街地活性化基本計画と同様の区域を計画エリアとして設定する。

なお、当該区域は伊賀市立地適正化計画の都市機能誘導区域と一致する。